

議案第 29 号

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の基準の改正を踏まえ、家庭的保育事業者等及びその職員が行う記録、作成等について電磁的な対応を容認したいため

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を「第5章 事業所
第6章 雑則（
内保育事業（第43条—第49条）
第50条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載
された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定さ
れている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記
録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方
式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。